

長崎市犯罪被害者等支援計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年4月

長 崎 市

目 次

ページ

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	1

第2章 犯罪被害者等の現状

第1節 犯罪被害者等が受ける被害	2
第2節 犯罪の現状	3
第3節 犯罪被害者等の状況	4
第4節 関係機関からの聞き取り結果	7
第5節 犯罪被害者等支援において取り組むべき課題	7

第3章 犯罪被害者等支援について

第1節 基本理念	8
第2節 基本方針	9
第3節 市、市民、事業者の責務	10

第4章 具体的な取組

基本方針1 支援体制の整備・充実	11
1 総合的支援体制の整備	11
2 相談対応及び情報提供等	12
基本方針2 経済的負担の軽減	14
1 経済的支援	14
2 居住の安定の支援	17
3 雇用の安定の支援	17
基本方針3 心身の被害回復・防止	19
1 保健医療及び福祉サービスの提供	19
2 安全の確保	23
基本方針4 犯罪被害者等への理解の促進	24
1 市民及び事業者の理解の促進	24
2 学校における教育	24

第5章 推進体制

第1節 推進体制の整備	26
第2節 計画の成果指標	26

<参考資料>

長崎市犯罪被害者等支援条例	27
長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則	30

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

長崎市では、平成21年3月に「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるとともに、犯罪被害者等^{*1}に対する必要な支援を行ってきました。

全国的に犯罪の発生件数が減少傾向にある中、近年、長崎市においても刑法犯^{*2}認知件数^{*3}は減少傾向にあります。依然として犯罪は発生し、犯罪被害者等は直接的な被害のみならず、二次被害^{*4}や再被害^{*5}に苦しんでいます。

そのような犯罪被害者等が被害から早期に回復し、再び平穏な生活を取り戻すためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援の充実が必要であり、また、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民が共有し、犯罪被害者等を支える地域社会の実現を目指す必要があります。

そこで長崎市では、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として、令和3年3月に「長崎市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この「長崎市犯罪被害者等支援計画」は、条例に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条に基づく計画で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」や、「第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」と整合を図るとともに、国の「犯罪被害者等基本計画」及び「長崎県犯罪被害者等支援計画」とも整合を図ったものとします。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、「第4次長崎県犯罪被害者等支援計画」との整合を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長崎市第五次総合計画 (前期基本計画)	4年間				
第4次長崎市安全・安心 まちづくり行動計画	4年間				
第4次長崎県犯罪被害 者等支援計画	5年間				
長崎市犯罪被害者等支 援計画	5年間				

第2章 犯罪被害者等の現状

第1節 犯罪被害者等が受ける被害

犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）は、生命を奪う、身体を傷つける、財産を奪うなど、被害者に直接的な被害を与えます。

また、事件後も被害者のみならず、その家族までもが心身の不調、生活上の問題、周囲の人の言動による傷つき、捜査・裁判に伴う負担といった精神的な苦痛や経済的な損失などに苦しむことがあります。

1 直接的被害（生命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われる）

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中で、思いがけず犯罪被害に遭い、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負う、財産を奪われるといった直接的な被害を受けることがあります。

2 二次被害

(1) 心身への影響（身体障害、精神的ショック、精神的後遺症、再被害の恐怖等）

身体に被害を受けた場合、長期にわたり治療が必要であったり、重い後遺障害を負ったりすることもあります。

また、事件により大きな精神的ショックを受けることで、不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れたり、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられることもあります。

場合によっては、一時的な精神的被害にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的後遺症に苦しむ人もいます。

(2) 経済的な困窮（医療費・転居費用等の支出増加、生計維持者の喪失・失職等）

亡くなった場合の葬祭費、けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居をする場合の転居費用・家賃等あらゆる面で支出が増加することがあります。

また、犯罪被害により生計維持者を失う場合や、犯罪被害による受傷・精神的ショックのため仕事の能率が低下したり、治療や捜査・裁判等のため仕事を休むことが多くなり、その結果、休職・退職を余儀なくされることで、収入が途絶することもあります。

このように支出が増加する一方で、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することも少なくありません。

(3) 精神的な苦痛（周囲の心ない行動、SNS等による誹謗中傷、過剰な取材等）

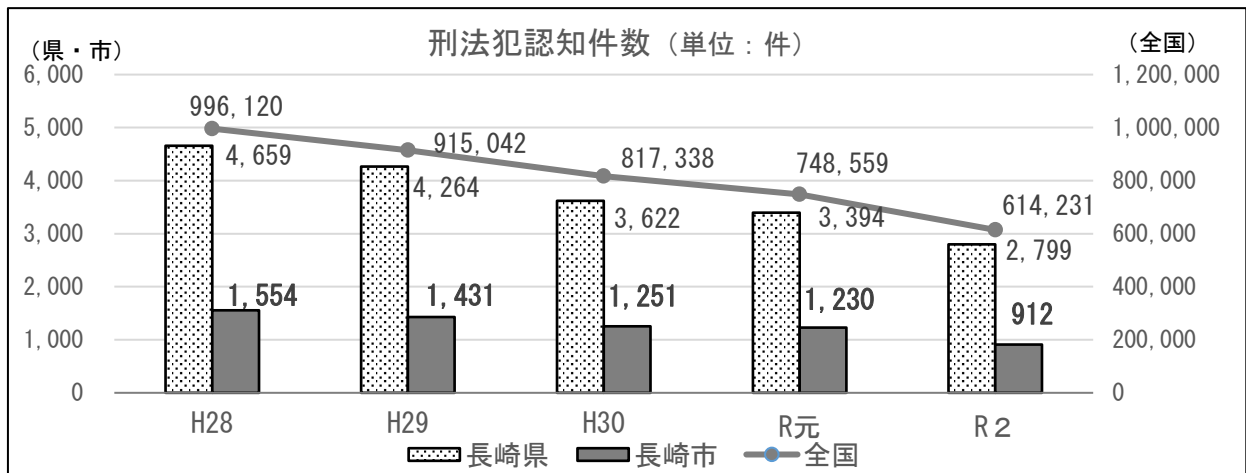
犯罪被害者等支援に関する情報不足などから、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心無い言動、SNS^{※6}等による誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となって、周囲に不信感を募らせるなど、社会から孤立することもあります。

第2節 犯罪の現状

長崎県における刑法犯認知件数は、平成15年の14,454件をピークに年々減少しており、令和2年は2,799件となっています。また、犯罪率・検挙率^{※7}は、全国でも常に良い方の上位にランクされており、令和2年の犯罪率は低い方から全国第2位、検挙率は高い方から全国第6位となっています。

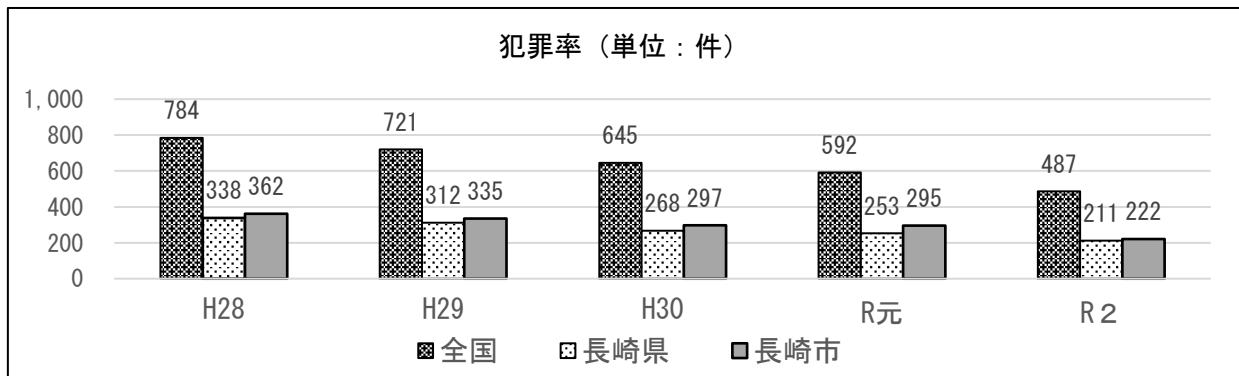
長崎市においても、刑法犯認知件数及び生命・身体に被害をもたらした刑法犯による被害者数は長崎県と同様に減少傾向にあり、令和2年は912件となっています。

(1) 犯罪の発生状況（刑法犯認知件数）



犯罪統計（警察庁）、長崎県警察提供資料

(2) 犯罪率（人口10万人当たりの刑法犯認知件数）



犯罪統計（警察庁）、長崎県警察提供資料

(3) 生命・身体に被害をもたらした刑法犯による被害者数（単位：人）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
死亡者	全 国	751	709	690	700	687
	長崎県	17	11	6	6	7
	長崎市	6	2	2	3	2
重傷者 ※1	全 国	2,796	2,644	2,675	2,564	2,411
	長崎県	23	14	11	19	16
	長崎市	14	4	1	8	3
軽傷者 ※2	全 国	25,410	24,137	23,286	21,859	19,473
	長崎県	170	154	140	151	115
	長崎市	53	56	48	59	34

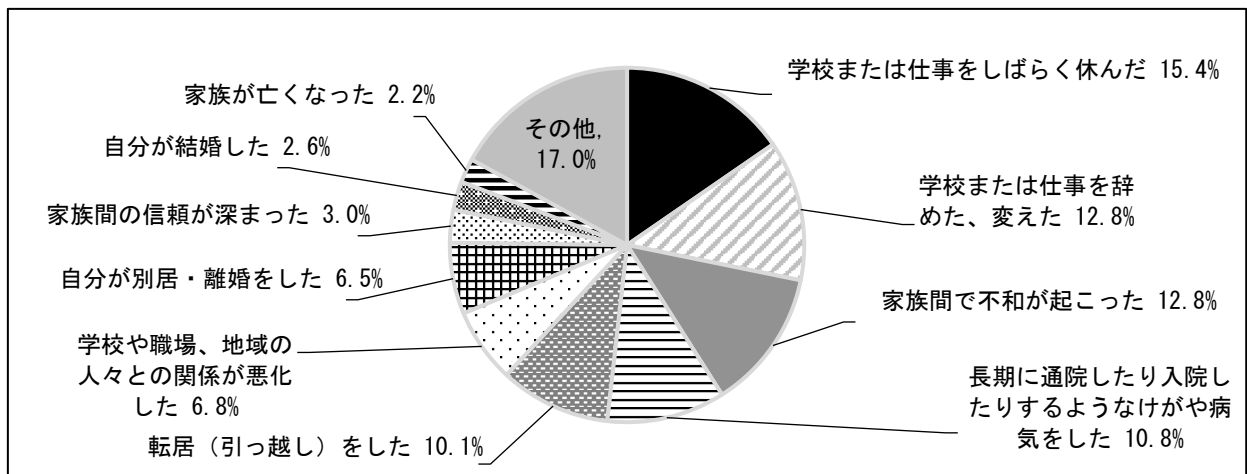
※1：重傷者は全治1か月以上の負傷者 ※2：軽傷者は全治1か月未満の負傷者

長崎県警察提供資料

第3節 犯罪被害者等の状況

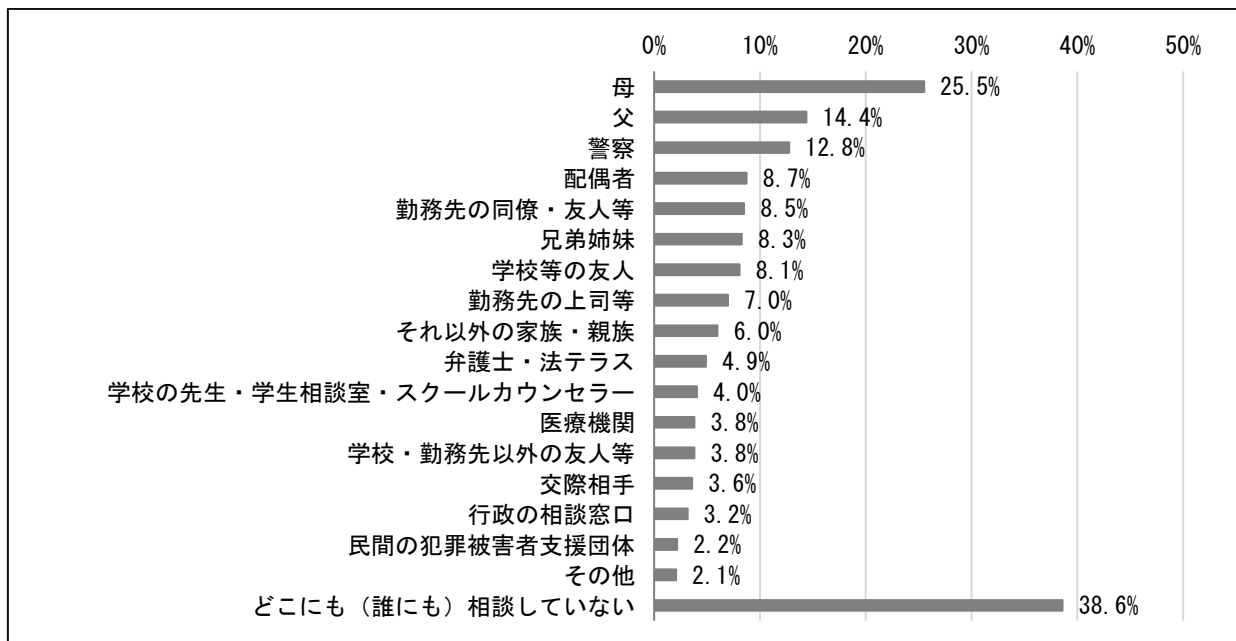
(1) 被害による生活上の変化

犯罪被害に遭ったことにより、生活や対人関係のネガティブな変化が多くなっていることがうかがえます。



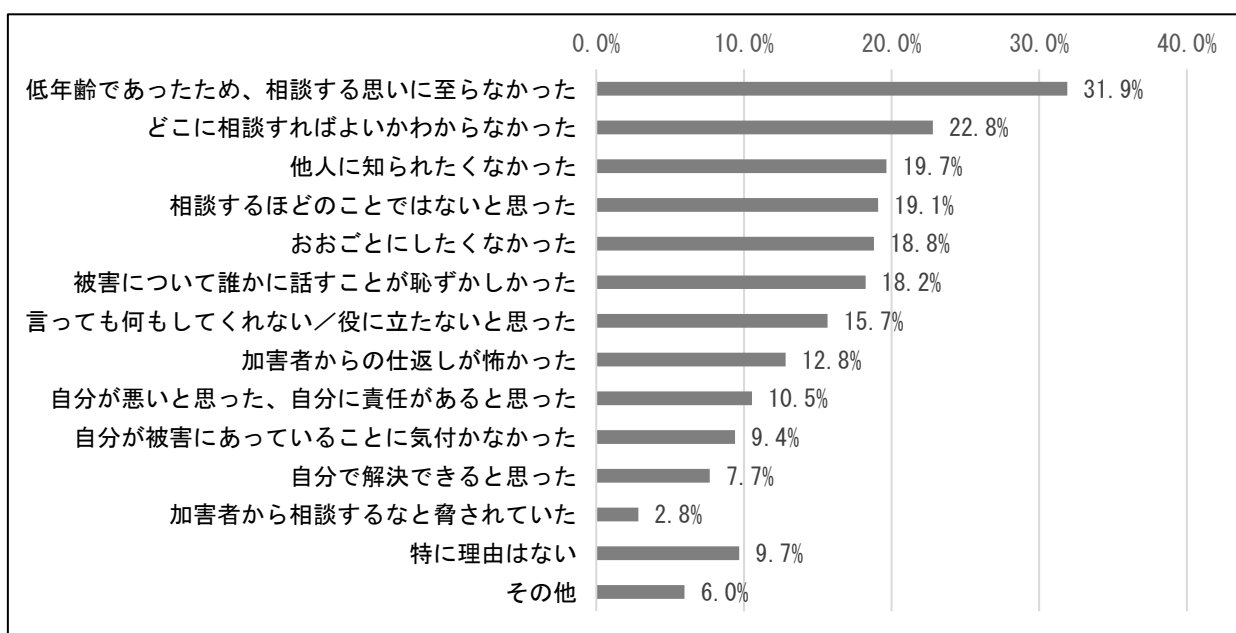
(2) 初めて被害に遭った際の相談相手・機関

犯罪被害に遭った際、どこにも（誰にも）相談していない方が 38.6%と最も多く、相談することができなかったことがうかがえます。



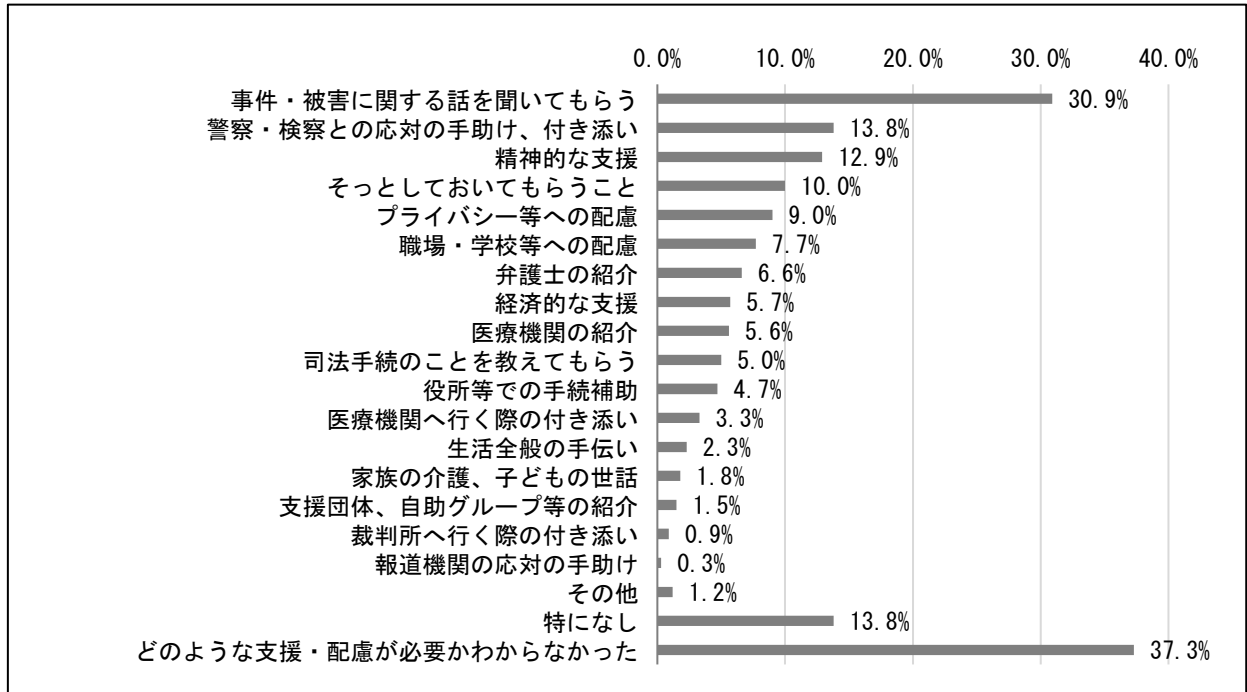
(3) どこにも（誰にも）相談しなかった理由

どこにも相談できなかった理由として、「低年齢であったため、相談する思いに至らなかった」、「どこに相談すればよいかわからなかった」、「他人に知られたくなかった」、「相談するほどのことではないと思った」をはじめ、多様な理由が示されています。



(4) 被害直後の支援ニーズ

被害のショックで考えがまとまらない人をはじめ、「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」が最も多く、その他「事件・被害に関する話を聞いてもらう」をはじめ、多様な支援が求められています。



(1)～(4)：平成29年度 犯罪被害類型別調査（警察庁）

第4節 関係機関からの聞き取り結果（聞き取り先：長崎県警察及び長崎犯罪被害者支援センター）

- ・何をどこに相談すればいいのか分からない人が多い。
- ・何に困ることになるのか分からない、被害のショックで考えがまとまらない人がいる。
- ・病院代、葬儀費用の負担、当面の生活費がないなど、生活困窮の相談が少なくない。
- ・国の犯罪被害者等給付金の対象となっても、給付されるまでに平均約6か月かかっている。
- ・生活困窮、障害、仕事、学校等の複合的な問題を抱えている人が多い。
- ・家が事件現場になったり、犯人から家が知られていることなどで転居を希望する人が少なくない。
- ・相談すらできないほど、気力、体力が回復していない人がいる。

第5節 犯罪被害者等支援において取り組むべき課題

長崎市は、人口10万人当たりの犯罪率で比較すると全国平均の半分程度で、犯罪が少ない環境にありますが、生命・身体に被害を受ける犯罪件数等は横ばいで推移している状況にあり、様々な防犯の取り組みは行っているものの犯罪が発生し、市民が突然犯罪被害者等となる事態が起こっています。

長崎市が市民に最も身近な地方自治体として、犯罪被害者等に寄り添った支援を行う上では、次のような課題があります。

- (1) 相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等が直面している困難を正確に把握し、適切な支援策について情報提供を行う体制と支援に関わる関係機関との連携により速やかに支援を実施できる体制を整備する必要がある。
- (2) 国の犯罪被害者等給付金は給付までに時間がかかることから、医療費や転居に伴う住宅費、休職等による収入途絶など、被害直後にかかる経済的負担を軽減できるよう支援を行う必要がある。
- (3) 犯罪等により直接的に心身に受けた被害からの回復を支援するとともに、二次被害・再被害を防止し、安全を確保する必要がある。
- (4) 犯罪被害者等の人権の尊重、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等や事業者の理解を深めていく必要がある。

第3章 犯罪被害者等支援について

第1節 基本理念

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添った支援の充実、並びに誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識を市民が共有し、犯罪被害者等を支える地域社会が形成されることが必要です。

条例では、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めており、犯罪被害者等の支援はこの基本理念に基づき行います。

1 個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行う

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が社会のかけがえのない一員として、当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行う必要があります。

2 犯罪被害者等の状況に応じて、迅速かつ適切に行う

犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、事件後に置かれた状況等は、それぞれ異なることから、犯罪被害者等への支援にあたっては、個々の犯罪被害者等の状況等を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて迅速かつ適切に行う必要があります。

3 必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行う

犯罪被害者等への支援にあたっては、犯罪被害者等が直面するその時々の困難を打開することだけに注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう取り組んでいくことが重要であり、適用される制度や支援を行う機関が替わっても連続性をもって、途切れることなく行う必要があります。

4 犯罪被害者等のプライバシーに配慮して適切に行う

犯罪被害者等への支援にあたっては、被害者が推知されたり、被害状況が明らかになることで、被害者のプライバシーが著しく侵害され、二次被害や再被害につながる恐れがあることから、プライバシーに十分配慮し、適切に行う必要があります。

第2節 基本方針

第2章の犯罪被害者等の現状を踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に、本計画においては、犯罪被害者等支援に関する基本方針を次のとおり定め、取り組んでいきます。

1 支援体制の整備・充実

犯罪被害者等は、犯罪等により様々な困難に直面することになるが、どこに相談したらいいか分からないということもあるため、犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部署・関係機関との連携体制の充実を図ります。

2 経済的負担の軽減

犯罪被害者等は、犯罪等により支出が増加する一方で、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することもあるため、早期に生活の安定が図られるように、経済的な支援や居住・就労の場の確保の支援を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

3 心身の被害回復・防止

犯罪被害者等は、犯罪等により長期にわたる治療を要したり、後遺障害や精神的な後遺症に苦しめられることもあるため、専門機関との連携も含め、必要な保健・医療・福祉サービスの提供が受けられるよう支援するとともに、心身の安全の確保が図られるよう支援することによって、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図ります。

4 犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等は犯罪等による直接的被害のみならず、二次被害にも苦しむことがあり、その結果、周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することもあります。犯罪被害者等が社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるには、社会全体で支えていく必要があるため、広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の人権尊重と支援への協力に関する理解の促進を図ります。

第3節 市、市民、事業者の責務

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるには、市の取組みだけでなく、市民、事業者の理解を深め、協力して取り組んでいくことが重要です。条例では、犯罪被害者等への支援について、それぞれの責務を定めています。

1 市の責務

市は、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに二次被害及び再被害の防止を図るための施策並びに犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者が理解を深め、地域社会が犯罪被害者等を支援する気運の醸成を図るための施策を関係機関と連携、協力して実施します。

2 市民の責務

市民は、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市や関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めます。

3 事業者の責務

事業者は、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、並びに犯罪被害者等の就労又は勤務について十分配慮し、その事業活動において犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう努めるとともに、市や関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めます。

第4章 具体的な取組

基本方針1 支援体制の整備・充実

犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部署・関係機関との連携体制の充実を図ります。

1 総合的支援体制の整備

犯罪被害者等の支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、犯罪被害者等の支援に関係する部局が緊密に連携して適切な支援を行います。

また、関係機関と緊密に連携、協力して犯罪被害者等の総合的な支援を円滑に行うことができる体制を整備します。

取組項目	内容	所管課
犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置	犯罪被害者等支援のための総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、各種手続きのワンストップ対応を実施します。	自治振興課
関係機関との連携	犯罪被害者等支援に関する各種連携組織（長崎県被害者支援連絡協議会、長崎県市町被害者等支援推進協議会、長崎地区犯罪被害者支援ネットワークなど）に参画し、関係機関等との連携強化を図ります。	自治振興課
警察との連携協定	長崎市を所轄する各警察署と犯罪被害者等支援の連携協定に基づき、犯罪被害者等への支援及び情報共有等に関して相互に連携協力し、円滑かつ適切な支援を実施します。	自治振興課
民間支援団体への財政支援	犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター」に財政的支援（負担金の支出）を行います。	自治振興課

2 相談対応及び情報提供等

犯罪被害者等が円滑に社会生活を営むことができるように犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

取組項目	内容	所管課
犯罪被害者等支援の周知	広報ながさきや長崎市ホームページ等を活用した情報発信のほか、犯罪被害者等支援広報啓発用リーフレットを作成・配布します。	自治振興課
無料法律相談	経済的な理由により、法律相談ができないということがないように、弁護士による無料の法律相談を行います。	自治振興課
交通事故相談	交通事故被害者やその家族が抱えている損害賠償問題や更生問題等に係る相談に対応します。	自治振興課
国際法務相談	在留資格、永住、帰化、その他暮らしの諸手続きなどの外国籍の方に関わる法務相談を行います。	国際課
ドメスティック・バイオレンス（DV） ^{※8} に関する相談	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談に対応します。	人権男女共同参画室
消費生活相談	契約のトラブル、商品やサービスに対する疑問、悪質商法、多重債務など、消費生活に関する相談に対応します。	消費者センター
障害者相談支援事業所の設置	障害者やその家族等からの各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、障害福祉サービスの利用等の必要な支援を行います。	障害福祉課
精神保健福祉相談及び訪問	事件による精神的ショックや心身の不調に関するこころの相談について対応、必要に応じて訪問します。	地域保健課
子どもの福祉に関する相談	子育ての悩みや子ども自身からの悩みなど、子どもの福祉に関する相談に対応します。	子育てサポート課
生活保護に関する相談	健康で文化的な最低限度の生活を保障するために設けられた生活保護制度の相談を受け付けます。	生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課

高齢者の福祉に関する相談	高齢者の身体の相談及び介護の相談、各種福祉サービスの利用の仕方や施設入所など、高齢者の虐待を含む福祉や保健の相談等に対応します。	各総合事務所地域福祉課
健康相談、保健指導等	育児や健康、介護に関する相談や各種健康教室等に対応します。	各総合事務所地域福祉課
いじめ不登校等教育相談	学校相談員、スクールカウンセラー等の相談、カウンセリングによる児童生徒・保護者の心のケア等を行います。	学校教育課
高齢者福祉の総合的な相談支援（地域包括支援センター）	被害者等からの高齢者の在宅介護や福祉・保健全般に関する相談に対し、必要に応じて各種の公的なサービスが利用できるよう、関係機関との連絡、調整を行います。	高齢者すこやか支援課
多機関型地域包括支援センターによる相談支援	高齢・障害・子育て・生活困窮等、多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談をワンストップで対応し、分野ごとの相談機関と連携しながら、伴走的な支援や課題の解決に向けた支援を実施します。	地域包括ケアシステム推進室
母子家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等自立促進センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。	こども政策課
生活困窮者自立支援制度 ^{※9} に関する相談	家計や就労など、生活困窮に係る相談や支援を行います。	生活福祉2課

基本方針 2 経済的負担の軽減

経済的な支援、居住・就労の場の確保により、被害の軽減を図り、早期に生活の安定が図られるよう支援を行います。

1 経済的支援

犯罪等により犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、見舞金やその他の給付を行います。

取組項目	内容	所管課
遺族見舞金の支給	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対して見舞金を支給します。	自治振興課
重傷病見舞金の支給	故意の犯罪行為により重傷病（療養1か月以上かつ入院3日以上（精神疾患等の場合は療養1か月以上かつ就労できない期間3日以上））を負った犯罪被害者本人に対して見舞金を支給します。	自治振興課
転居費用助成金の支給	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に対して転居費用の助成金を支給します。	自治振興課
家賃助成金の支給	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に対して賃貸住宅家賃の助成金を支給します。	自治振興課
特別障害者手当の支給	20歳以上で、身体又は精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において、常時特別の介護が必要な在宅の障害者に対し支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当の支給	20歳未満で身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の障害児に対して支給します。	障害福祉課
障害者に対する医療費の助成（福祉医療）	重・中度の心身障害のある人が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	障害福祉課

障害者に対する医療費の助成 (自立支援給付)	精神通院公費（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術により障害等が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる18歳未満の方）、更生医療（身体上の障害・疾患があり手術により障害等が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる18歳以上の方）に係る自立支援医療費を助成します。	障害福祉課 こども健康課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が死亡した場合、葬祭を行った人に支給されます。	国民健康保険課、後期高齢者医療室
医療費の一部負担金の免除	生活に困窮しており、かつ、国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が入院療養を要するとき、3か月を上限に、医療費の一部負担金の徴収猶予又は免除ができる場合があります。	国民健康保険課、後期高齢者医療室
高額療養費の支給	大きな手術などで保険医療を受け、1か月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費を世帯主に（国保）支給します。	国民健康保険課、後期高齢者医療室
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の1～3級程度の身体障害児、A1～B1程度の知的障害児を監護している保護者に支給します。	こども政策課
子ども福祉医療費の助成	児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	こども政策課
ひとり親家庭等福祉医療費の助成	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している人が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	こども政策課
母子父子寡婦福祉資金の貸し付け	母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、児童の就学等に必要な資金などの貸し付けを行います。	こども政策課
寡婦福祉医療費の助成	寡婦が入院に係る医療保険の診療を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。	こども政策課

自立支援教育訓練 給付金の支給	指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	こども政策課
児童扶養手当の支給	対象要件等に該当する児童を監護する母又は父及び養育する人に対して、支給します。	こども政策課
交通遺児に対する 教育手当の支給	学校教育法に規定する小・中学校等に就学する交通遺児の保護者に教育手当を支給します。	こども政策課
交通遺児に対する 見舞金の支給	交通遺児教育手当の支給要件を満たすこととなった時に、見舞金を支給します。	こども政策課
交通遺児に対する 小学校入学祝金の 支給	交通遺児教育手当の支給を受けている保護者に監護されている交通遺児が小学校に入学し、就学要件を満たすこととなった時に入学祝金を支給します。	こども政策課
交通遺児に対する 卒業祝金の支給	交通遺児教育手当の支給を受けている保護者に監護されている交通遺児が小学校又は中学校を卒業するときに、卒業祝金を支給します。	こども政策課
幼稚園・認可保育 所・認定こども園 保育料等の減免	特別な事情により保育料等の納入が困難な保護者に対して減免を行います。	幼児課
生活保護に関する 相談 【再掲】	健康で文化的な最低限度の生活を保障するために設けられた生活保護制度の相談を受け付けます。	生活福祉1・2課 東・南・北総合事務 所地域福祉課
死亡一時金の手続 対応	第1号被保険者として、国民年金保険料を3年以上納めた人が、いずれの年金も受け取らないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や寡婦年金を選択しない場合に手続きを行います。	住民情報課
遺族基礎年金の手 続対応	国民年金の被保険者か、老齢基礎年金を受けられる資格のある人などが死亡した場合、その人に生計を維持されていた18歳未満の子どもがいる妻又は子どもの手続きを行います。	住民情報課
障害基礎年金の手 続対応	病気やけがの初診日が20歳前や国民年金加入中にあり、一定以上の障害が残った場合などに手続きを行います。	住民情報課

2 居住の安定の支援

犯罪被害や二次被害、再被害等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居の確保、その他必要な支援を行います。

取組項目	内容	所管課
市営住宅への一時入居	犯罪被害者等の市営住宅への一時入居について、必要な措置を講じます。	建築総務課
高齢者世帯の市営住宅への優先的入居の実施	60歳以上の方を含む高齢者世帯向けに、市営住宅の入居者募集を実施し、地域生活を支援します。	建築総務課
心身障害者世帯の市営住宅への優先的入居の実施	心身障害者世帯向けに、市営住宅の入居者募集を実施し、障害者等の地域生活を支援します。	建築総務課
セーフティネット住宅 ^{※10} の登録推進	高齢者、障害者、若年・子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者がニーズに合った賃貸住宅に入居できるように、セーフティネット住宅の登録を推進し、ホームページ等を活用しながら広く情報の提供を行い、引き続き制度の周知を図っていきます。	住宅政策室
居住支援協議会など支援体制の整備	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、長崎県居住支援協議会と連携し居住支援法人等による支援体制を整備します。	住宅政策室
住居確保給付金の支給	離職等に伴い経済的に困窮し、住居を失う恐れがある方に対して家賃相当額の給付を行います。	生活福祉2課

3 雇用の安定の支援

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者に対する啓発に取り組むとともに就労の確保を支援します。

取組項目	内容	所管課
事業者に対する理解の増進	事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組めます。	自治振興課

長崎市障害者就労支援相談所の運営	障害者就労支援相談所に就労関係の知識・経験のある職員を配置し、就労を希望する障害者に対して就労相談支援、情報提供などの支援を行うとともに、ハローワーク、障害者職業センターなど関係機関と連携を図りながら、障害者の一般就労に向けた支援を行い、雇用の創出に努めます。	障害福祉課
障害者相談支援事業所との連携強化	障害者に身近な相談機関である障害者相談支援事業所において、障害者就労支援相談所など関係機関と連携を図り、就労を含む相談支援の充実に努めます。	障害福祉課
就労系サービスの充実	障害者が自立した生活を営むことができるよう、就労移行に必要な訓練及び指導、就労後の定着支援等を行う就労移行支援や就労定着支援などの就労系サービスの提供体制の整備を図り、サービスの充実に努めます。	障害福祉課
関係機関等と連携した就労支援	ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、就労に向けた支援の充実に努めます。	産業雇用政策課
生活困窮者等就職困難者への就労支援	自立相談支援事業や就労支援事業など生活困窮者等の支援に取り組みます。	生活福祉2課

基本方針3 心身の被害回復・防止

必要な保健・医療・福祉サービス又は専門機関へつなぐとともに、心身の安全の確保が図られるよう、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図るための支援を行います。

1 保健医療及び福祉サービスの提供

犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの早期の回復を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行います。

取組項目	内容	所管課
障害者の福祉援護	障害福祉サービスや障害者相談員の設置、日常生活用具の給付など障害者に対する各種福祉援護を行います。	障害福祉課
特別障害者手当の支給 【再掲】	20歳以上で、身体又は精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において、常時特別の介護が必要な在宅の障害者に対し支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当の支給 【再掲】	20歳未満で身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の障害児に対して支給します。	障害福祉課
障害者に対する医療費の助成 (福祉医療) 【再掲】	重・中度の心身障害のある人が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	障害福祉課
障害者に対する医療費の助成 (自立支援給付) 【再掲】	精神通院公費(精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方)、育成医療(身体上の障害・疾患があり手術により障害等が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる18歳未満の方)、更生医療(身体上の障害・疾患があり手術により障害等が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる18歳以上の方)に係る自立支援医療費を助成します。	障害福祉課 こども健康課
精神保健福祉相談及び訪問 【再掲】	事件による精神的ショックや心身の不調に関するこころの相談について対応、必要に応じて訪問します。	地域保健課

医療費の一部負担金の免除 【再掲】	生活に困窮しており、かつ、国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が入院療養を要するとき、3か月を上限に、医療費の一部負担金の徴収猶予又は免除ができる場合があります。	国民健康保険課、後期高齢者医療室
高額療養費の支給 【再掲】	大きな手術などで保険医療を受け、1か月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費を世帯主に（国保）支給します。	国民健康保険課、後期高齢者医療室
特別児童扶養手当の支給 【再掲】	20歳未満の1～3級程度の身体障害児、A1～B1程度の知的障害児を監護している保護者に支給します。	こども政策課
子ども福祉医療費の助成 【再掲】	児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	こども政策課
ひとり親家庭等福祉医療費の助成 【再掲】	母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している人が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部又は全額を助成します。	こども政策課
母子父子寡婦福祉資金の貸し付け 【再掲】	母子家庭の母やその扶養している児童などに対し、児童の就学等に必要な資金などの貸付けを行います。	こども政策課
寡婦福祉医療費の助成【再掲】	寡婦が入院に係る医療保険の診療を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。	こども政策課
自立支援教育訓練給付金の支給 【再掲】	指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	こども政策課
児童扶養手当の支給【再掲】	対象要件等に該当する児童を監護する母又は父及び養育する人に対して、支給します。	こども政策課
交通遺児に対する教育手当の支給 【再掲】	学校教育法に規定する小・中学校等に就学する交通遺児の保護者に教育手当を支給します。	こども政策課
交通遺児に対する見舞金の支給 【再掲】	交通遺児教育手当の支給要件を満たすこととなった時に見舞金を支給します。	こども政策課

交通遺児に対する 小学校入学祝金の 支給【再掲】	交通遺児教育手当の支給を受けている保護者に監護されている交通遺児が小学校に入学し就学要件を満たすこととなった時に入学祝金を支給します。	こども政策課
交通遺児に対する 卒業祝金の支給 【再掲】	交通遺児教育手当の支給を受けている保護者に監護されている交通遺児が小学校又は中学校を卒業するときに卒業祝金を支給します。	こども政策課
子どもの福祉に関する相談 【再掲】	子育ての悩みや子ども自身からの悩みなど、子どもの福祉に関する相談に対応します。	子育てサポート課
幼稚園・認可保育所・認定こども園 保育料等の減免 【再掲】	特別な事情により保育料等の納入が困難な保護者に対して減免を行います。	幼児課
一時保育（一時預かり事業）	保護者の様々な事情により、一時的に保育が必要な就学前の児童を保育所で預かります。	幼児課
生活保護に関する相談 【再掲】	健康で文化的な最低限度の生活を保障するために設けられた生活保護制度の相談を受け付けます。	生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課
高齢者の福祉に関する相談 【再掲】	高齢者の身体の相談及び介護の相談、各種福祉サービスの利用の仕方や施設入所など、高齢者の虐待を含む福祉や保健の相談等に対応します。	各総合事務所地域福祉課
健康相談、保健指導等【再掲】	育児や健康、介護に関する相談等に対応します。	各総合事務所地域福祉課
障害基礎年金の手続対応 【再掲】	病気やけがの初診日が20歳前や国民年金加入中にあり、一定以上の障害が残った場合などに手続きを行います。	住民情報課
高齢者福祉の総合的な相談支援（地域包括支援センター）【再掲】	被害者等からの高齢者の在宅介護や福祉・保健全般に関する相談に対し、必要に応じて各種の公的なサービスが利用できるよう、関係機関との連絡、調整を行います。	高齢者すこやか支援課
障害者相談支援事業所の設置 【再掲】	障害者やその家族等からの各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、障害福祉サービスの利用等の必要な支援を行います。	障害福祉課

身体障害者手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者自立支援法による障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、自立支援医療、補装具の交付及び修理、地域生活支援事業の利用、各種税の減免及び控除、運賃の割引、NHK受信料の減免などが障害の程度に応じて受けられます。	障害福祉課
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、所得税や住民税の控除や自動車税等の減免、NHKの受信料の減免、県内の乗り合いバスや電車、タクシー、船舶運賃の割引等が障害の程度に応じて受けられます。	障害福祉課
多機関型地域包括支援センターによる相談支援 【再掲】	高齢・障害・子育て・生活困窮等、多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談をワンストップで対応し、分野ごとの相談機関と連携しながら、伴走的な支援や課題の解決に向けた支援を実施します。	地域包括ケアシステム推進室
母子家庭等就業・自立支援事業 【再掲】	ひとり親家庭等自立促進センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。	こども政策課
短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により、家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行います。	子育てサポート課
短期入所生活援助（トワイライト）事業	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、その児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	子育てサポート課
育児に関する相互援助（ファミリー・サポート・センター）	ファミリー・サポート・センターながさきにおいて、子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課

生活困窮者自立支援制度に関する相談【再掲】	家計や就労など、生活困窮に係る相談や支援を行います。	生活福祉2課
-----------------------	----------------------------	--------

2 安全の確保

犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その心身の安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに配慮するとともに、その他必要な支援を行います。

取組項目	内容	所管課
転居費用助成金の支給【再掲】	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人及び遺族に対して転居費用の助成金を支給します。	自治振興課
家賃助成金の支給【再掲】	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人及び遺族に対して賃貸住宅家賃の助成金を支給します。	自治振興課
住民票の写しの交付等の制限	配偶者等からの暴力やストーカーから逃れている被害者が、住所情報を加害者に知られないようにするため、被害者からの申し出により、住民基本台帳の閲覧及び住民票と戸籍の附票等の交付をしないようにします。	住民情報課
市営住宅への一時入居【再掲】	犯罪被害者等の市営住宅への一時入居について、必要な措置を講じます。	建築総務課

基本方針4 犯罪被害者等への理解の促進

広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の人権尊重と支援への協力に関する理解の促進を図ります。

1 市民及び事業者の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性や犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。

取組項目	内容	所管課
様々な媒体を活用した広報・啓発	広報ながさきや長崎市ホームページ等を活用した情報発信のほか、犯罪被害者等支援広報啓発用リーフレットを作成・配布します。また、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）に合わせて犯罪被害者等支援パネル展等を実施します。	自治振興課
人権啓発の取組	人権啓発用リーフレットやパンフレット等を作成・配布します。	人権男女共同参画室

2 学校における教育

児童・生徒が犯罪等の当事者（加害者、被害者、傍観者）となることのないよう理解を深めるため、学校において、児童又は生徒の発達段階に応じた教育活動が行われるよう必要な支援を行います。また、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、その置かれている状況に十分配慮し、学校と協力して相談などを行います。

取組項目	内容	所管課
学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実	関係機関が行っている学校向け講演会の周知を行います。	自治振興課
道徳教育、人権教育の指導の充実	教職員向けの研修会の実施や資料の作成・配付など、教職員の指導力向上と日々の教育活動の充実及びいじめや問題行動に対する予防・早期発見・早期対応に向けた施策を行います。	学校教育課

性に関する指導の 充実	学習指導要領に基づき、子どもたちが性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健体育科や特別活動で、性に関する指導を実施します。また、産婦人科医や助産師等の専門的な知識を持った外部講師による指導に努めます。	健康教育課 学校教育課
生命（いのち）の 安全教育 ^{*11} の推 進	国が作成した「生命（いのち）の安全教育教材」を活用して、子どもたちが性被害の当事者（加害者、被害者、傍観者）にならないための教育を行います。	学校教育課

第5章 推進体制

第1節 推進体制の整備

犯罪被害者等支援の総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」（平成18年4月設置）において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」（平成16年11月設置）において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

第2節 計画の成果指標

犯罪被害者等支援施策の推進状況を把握するため、次の成果指標を設定します。

【成果指標1】犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数	
基準値	目標値
5人 (令和元年度)	10人 (令和7年度)
《指標の説明》 令和3年度に「長崎市犯罪被害者等支援条例」を施行しており、まずは犯罪被害者等として支援を必要とする人数を、過去5年間の凶悪犯の認知件数の平均値が約10人であることから10人と仮定した。今後広報活動に注力することによって、犯罪被害者等により支援を必要とする人を確実に支援につないでいくことを目標とする。	

【成果指標2】犯罪被害者等支援に係る見舞金の申請から支給決定までの平均処理期間	
基準値	目標値
実績なし (令和元年度)	4週間(28日) (令和7年度)
《指標の説明》 令和元年度の国における犯罪被害者等給付金の支給は申請から約7.8か月を要しているが、本市独自の取組みとして支給する見舞金では、関係機関との連携を強化することにより、支給決定までの期間短縮を図り、平均で4週間以内に見舞金の交付を決定することを目標とする。	

長崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、並びに犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関 国、県、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民 本市の区域内に居住し、又は本市の区域内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心ない言動、インターネットを通じた誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、迅速かつ適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 本市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、次に掲げ

る施策を実施する責務を有する。

- (1) 犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減並びに二次被害及び再被害の防止を図るための施策
- (2) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者が理解を深め、地域社会が犯罪被害者等を支援する気運の醸成を図るための施策

2 本市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関と連携し、及び協力して行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

2 市民は、本市及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等の尊厳を尊重しつつ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、並びに犯罪被害者等の就労又は勤務について十分配慮し、その事業活動において犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう努めなければならない。

2 事業者は、本市及び関係機関が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第7条 本市は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第8条 本市は、犯罪被害者等の支援に関係する部局が緊密に連携して適切な支援を行うため、犯罪被害者等の支援に係る総合的な窓口を設置するものとする。

2 本市は、関係機関と緊密に連携し、及び協力して犯罪被害者等の総合的な支援を円滑に行うことができるよう体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第9条 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第10条 本市は、犯罪等により犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するた

め、見舞金その他の給付を行うものとする。

2 前項の給付の対象となる者、その額その他給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(居住の安定)

第11条 本市は、犯罪等、二次被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（長崎市営住宅条例（平成9年長崎市条例第25号）第2条第1号に掲げる市営住宅をいう。）の一時的な利用のための配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な支援を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第13条 本市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの早期の回復を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第14条 本市は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いへの配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の理解の増進)

第15条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(学校における教育及び支援)

第16条 本市は、児童又は生徒が犯罪等の当事者となることがないよう理解を深めるため、学校において、児童又は生徒の発達段階に応じた教育活動が行われるよう必要な支援を行うものとする。

2 本市は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、その置かれている状況に応じて十分な配慮が行われるよう必要な支援を行うものとする。

(支援の制限)

第17条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき、犯罪被害者等の支援を制限することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市犯罪被害者等支援条例（令和3年長崎市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 刑法第177条、第178条第2項、第179条第2項又は第241条（未遂罪を除く。）に規定する犯罪をいう。
- (3) 放火 刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項に規定する犯罪をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病の場合にあっては療養の期間が1箇月以上であって、かつ、3日以上病院に入院することを要するものをいい、精神疾患である場合にあっては療養の期間が1箇月以上であって、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるものをいう。
- (5) 住民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの者であ

って、本市の住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

カ その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(6) 死亡被害者 犯罪行為により死亡した者で、犯罪行為が行われた時において住民であったもの

(7) 家賃 賃貸借契約で定められた月ごとの賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(犯罪被害者等支援計画)

第3条 条例第7条に規定する犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援計画」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

2 市長は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(給付の種類)

第4条 条例第10条第1項に規定する見舞金その他の給付は、次に掲げるものとする。

- (1) 遺族見舞金
- (2) 重傷病見舞金
- (3) 転居費用助成金
- (4) 家賃助成金

(見舞金の額)

第5条 遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪等に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、20万円とする。

(遺族見舞金の支給対象者)

第6条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、死亡被害者（遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住する者を含む。）の遺族（犯罪行為が行われた時において住民であった者に限る。）で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者（市長が交付するパートナーシップ宣誓書受領証を受けていた者をいう。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族見舞金は、第1項に規定する支給対象者のうち、前項の規定による遺族見舞金の支給に係る1番目の順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）に対し支給する。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、その1人に対してのみ支給する。この場合において、その支給する者は、死亡被害者との関係その他の事情から判断するものとする。

(重傷病見舞金の支給対象者)

第7条 重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪行為が行われた時において住民であったものとする。

(見舞金の支給申請)

第8条 見舞金の支給の申請をしようとする者は、長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請書(第1号様式)及び犯罪被害に関する申告書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金 アからクまでに掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における死亡被害者の住所又は居所を証明することができる書類

イ 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

ウ 死亡被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

エ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

キ 死亡被害者が遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住していたときは、これを確認できる書類

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 アからウまでに掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

イ 負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

ウ その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ見舞金の支給の可否を決定し、長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(第3号様式)又は長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(見舞金の支給申請の取下げ)

第10条 見舞金の支給の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る見舞金の支給の決定の内容に不服があるときは、前条の規定による通知の受領の日から30日以内までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る見舞金の支給の決定はなかったものとみなす。

(見舞金の請求)

第11条 第9条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、見舞金の支給を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。

(転居費用助成金の対象費用及び額)

第12条 転居費用助成金の対象となる費用（以下この条において「対象費用」という。）は、犯罪等による被害のために従前の住居から新たな住居への転居に要する費用であって、家財道具の運搬に係る荷造り及び運送に要するものとする。

2 転居費用助成金の額は、対象費用の合計額とし、20万円を上限とする。

3 転居費用助成金を受けることができる回数は、同一の犯罪被害について2回を上限とする。

(転居費用助成金の支給対象者)

第13条 転居費用助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 第6条第1項各号のいずれかに該当する遺族であって、犯罪行為が行われた時において死亡被害者と同居していたもの

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で犯罪行為が行われた時において住民であったもの

ウ 性犯罪の犯罪被害者で犯罪行為が行われた時において住民であったもの

エ 放火による犯罪被害者で、犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなったもの（犯罪行為

が行われた時において住民であった者に限る。)

(2) 次のいずれかに該当する者であって、犯罪被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難になったと市長が認めるもの

ア 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となったもの

イ 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなったもの

ウ 二次被害若しくは再被害を受けた者又は受ける恐れのあるもの
(家賃助成金の対象費用及び額)

第14条 家賃助成金の対象となる費用(以下この条において「対象費用」という。)は、犯罪等による被害のために従前の住居から新たに本市の区域内に所在する賃貸住宅に入居した場合における当該賃貸住宅の家賃とする。

2 家賃助成金の額は、対象費用から家賃助成金の支給を受けようとする者及びその世帯に属する者が受ける住宅手当(雇用主が従業員に対して支給し、又は負担する賃貸住宅に係る全ての手当等の月額をいう。)の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1月当たり3万円を限度とする。

3 対象費用となる家賃は、当該犯罪被害を受けた後、当該賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月(当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月)からの家賃とする。

4 家賃の助成は、同一の犯罪被害について6月を上限とする。

(家賃助成金の支給対象者)

第15条 家賃助成金の支給を受けることができる者は、第13条各号の

いずれにも該当する者とする。

(助成金の支給申請)

第16条 転居費用助成金又は家賃助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けようとする者は、長崎市犯罪被害者等助成金支給申請書(第5号様式)及び犯罪被害に関する申告書に、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 死亡被害者の遺族が申請する場合 アからケまでに掲げる書類

ア 申請者と死亡被害者が犯罪行為が行われた時において同居していたことを証明することができる書類

イ 死亡被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と死亡被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 申請者が死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 転居後における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

キ 転居費用助成金の申請を行う場合にあっては、転居費用の支払を証する領収書又はこれに準ずる書類

ク 家賃助成金の申請を行う場合にあっては、入居しようとする賃貸

住宅に係る賃貸借契約書の写し

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者、性犯罪の犯罪被害者又は放火による被害を受けた者が申請する場合 アからキまでに掲げる書類

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

ウ 転居後における申請者の住所又は居所を証明することができる書類

エ 転居費用助成金の申請を行う場合にあつては、転居費用の支払いを証する領収書又はこれに準ずる書類

オ 家賃助成金の申請を行う場合にあつては、入居しようとする賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

カ 犯罪等により住居が滅失し、又は著しく損壊した場合にあつては、り災証明書

キ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成金の支給決定)

第17条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、審査のうち助成金の支給の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の支給の申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をするものとする。

(助成金の支給条件)

第18条 市長は、助成金の支給の決定をする場合において、助成金の支給を受けようとする者に対し、助成金の支給申請の内容を変更しようとするときは市長の承認を受けなければならないとする条件を付するものとする。

2 前項に規定する市長の承認を受けようとする者は、長崎市犯罪被害者等助成金支給変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の決定通知)

第19条 市長は、助成金の支給を決定したときは、速やかにその決定の内容及びその条件を長崎市犯罪被害者等助成金支給決定通知書（第7号様式）により助成金の支給の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を支給することが不相当と認めたときは、速やかにその旨を長崎市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書（第8号様式）により助成金の支給の申請をした者に通知するものとする。

(助成金の支給申請の取下げ)

第20条 助成金の支給の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の支給の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の規定による通知の受領の日から30日以内までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の支給の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による助成金の支給決定の取消し等)

第21条 市長は、助成金の支給の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 第19条の規定は、前項の変更をする場合について準用する。

(助成金の請求)

第22条 第17条の規定により助成金の支給の決定を受けた者は、助成金の支給を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。この場合において、家賃助成金の支給を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 家賃の支払いを証する領収書その他の当該支払いを証することができる書類
- (2) 住宅手当その他の家賃に対する手当等を受けている場合にあっては、その額を確認することができる書類

(見舞金又は助成金を支給しないことができる場合)

第23条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金又は助成金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又はその遺族が、当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から見舞金又は助成金と同種のものの支給を受けている場合
- (2) 犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に親族関係がある場合（犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金又は助成金の支給をしないことが社会通念上適切でないときを除く。）
- (3) 犯罪被害者又はその遺族に、当該犯罪行為を教唆し、若しくは^{ほう}幫助

する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合

(4) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）である場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金又は助成金の支給を行うことが社会通念上適切でない認められる場合

（見舞金又は助成金の支給決定の取消し等）

第24条 市長は、見舞金又は助成金の支給の決定後において支給対象者に該当しないこと又は第23条各号のいずれかに該当することが判明したときは、見舞金又は助成金の支給の決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金又は助成金の支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 前2項の規定により取消しを行った場合は、市長は、見舞金の支給の決定を受けた者に対しては長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（第9号様式）により通知し、助成金の支給の決定を受けた者に対しては長崎市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（見舞金又は助成金の返還）

第25条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金又は助成金が支給されているときは、市長は、当該見舞金又は助成金の

全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

<申請者>

住 所	
フリガナ 氏 名	印
生年月日	年 月 日
電話番号	
被害者との続柄	

次のとおり、長崎市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

申請内容	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
誓約事項 <small>※該当する□の枠に チェックしてください</small>	<input type="checkbox"/> 今回申請の犯罪被害に関して、他の地方公共団体から同種の見舞金の支給を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、第1順位遺族に相違ありません。なお、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを約束します。

同意書

- この見舞金の支給の決定のために必要があるときは、長崎市が官公署等に対して照会することに同意します。
- 私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、見舞金の支給ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、見舞金を長崎市に返還することに同意します。

氏名 _____

第2号様式（第8条、第16条関係）

犯罪被害に関する申告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

犯罪被害の概要

警察への届出の有無	有（届出をした警察署名： 警察署）・無
被害年月日	年 月 日
被害場所	
フリガナ 被害者の氏名	
被害者の生年月日	年 月 日
被害者の 被害時の住所	
被害の状況	

第3号様式（第9条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで申請のありました長崎市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 （遺族見舞金・重傷病見舞金）について支給します。

支給決定金額

円

第4号様式（第9条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで支給申請のありました長崎市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、次の理由により、その申請を却下することとしましたので通知します。

1 却下の理由

第5号様式（第16条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

<申請者>

住 所	
フリガナ 氏 名	㊟
生年月日	年 月 日
電話番号	
被害者との続柄	

次のとおり、長崎市犯罪被害者等助成金の支給を申請します。

申請内容	転居費用助成金 ・ 家賃助成金		
対象要件	死亡 ・ 重傷病 ・ 性犯罪被害 ・ 放火被害		
転居を必要とした理由			
転居前の住所			
転居後の住所			
転居費用助成金 申請のとき	支給申請金額	円	
家賃助成金 申請のとき	入居日	家賃	住居手当等の有無
	年 月 日	月額 円	有 (月額 円) 無
	支給申請期間		支給申請金額
	年 月分～	年 月分	月額 円
誓約事項 ※該当する□の枠にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 今回申請の犯罪被害に関して、他の地方公共団体から同種の助成金の支給を受けていません。		

同意書

- ・ この助成金の支給の決定のために必要があるときは、長崎市が官公署等に対して照会することに同意します。
- ・ 私は、本申請書の内容に虚偽がないことを認め、助成金の支給ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、助成金を長崎市に返還することに同意します。

氏名 _____

第6号様式（第18条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給変更承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所

氏名



長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり申請します。

支給決定日	年 月 日
変更の内容	
変更又は中止の理由	
変更又は中止の年月日	年 月 日（予定）
添付書類	

長崎市犯罪被害者等助成金支給決定通知書

年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで支給申請のありました長崎市犯罪被害者等助成金（転居費用助成金・家賃助成金）については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 転居費用助成金について支給します。

支給決定金額 円

- 2 家賃助成金について支給します。

支給期間 年 月～ 年 月

支給決定金額 月額 円（合計 円）

- 3 交付の条件

第8号様式（第19条関係）

長崎市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書

年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付けで支給申請のありました長崎市犯罪被害者等助成金（転居費用助成金・家賃助成金）については、次の理由により、その申請を却下することとしましたので通知します。

1 却下の理由

第9号様式（第24条関係）

長崎市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付け長崎市指令第 号で通知した長崎市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給決定については、次のとおり取り消しましたので、長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則第24条第3項の規定により通知します。

取り消した部分	<input type="checkbox"/> 支給決定の全部 <input type="checkbox"/> 支給決定の一部 <p>（ 取り消した支給決定の一部の詳細 ）</p>
取り消した理由	

長崎市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書

年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付け長崎市指令第 号で通知した長崎市犯罪被害者等助成金（転居費用助成金・家賃助成金）の支給決定については、次のとおり取り消しましたので、長崎市犯罪被害者等支援条例施行規則第24条第3項の規定により通知します。

取り消した部分	<input type="checkbox"/> 支給決定の全部 <input type="checkbox"/> 支給決定の一部 <p>取り消した支給決定の一部の詳細</p>
取り消した理由	

用語の説明

※1 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

※2 刑法犯

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）

※3 認知件数

警察において犯罪の発生を認知した事件数

※4 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解による心ない言動、インターネットを通じた誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害

※5 再被害

犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害

※6 SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス

※7 検挙率

検挙件数を認知件数で除した数値

※8 ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫婦、恋人等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

※9 生活困窮者自立支援制度

「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人等」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援すること

再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、生活保護から脱却した人も支援の対象となる

※10 セーフティネット住宅

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、若年・子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅

※11 生命（いのち）の安全教育

警発達の段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施

具体的には生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すもの